高等裁判所事務局長 殿 地 方 裁 判 所 長 殿 家 庭 裁 判 所 長 殿

最高裁判所事務総局広報課長最高裁判所事務総局総務局第一課長最高裁判所事務総局民事局第一課長最高裁判所事務総局刑事局第一課長最高裁判所事務総局行政局第一課長最高裁判所事務総局家庭局第一課長

下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の選別基準について (事務連絡)

各庁においては、裁判所ウェブサイトの下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例について、平成29年2月17日付け事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」に基づき選別していることと承知していますが、今般、選別基準を別添のとおり改定しましたので、令和6年4月1日言渡しの判決又は同日告知の決定から、同基準によって掲載裁判例の選別を行ってください。

なお、令和4年4月1日以降に公訴を提起され、令和6年3月31日までに宣告 された犯行時特定少年の刑事事件の判決を新基準に基づき掲載することも差し支え ありません。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の選別基準

1 判決及び民事・行政訴訟手続上の決定

(1) 原則

原則として、判決言渡日(決定告知日)の翌々日までに、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞及び日本経済新聞(以下「日刊紙4紙」という。)のうち2紙(地域面を含む。)に判決等の判断が掲載された事件について、裁判書を下級裁判所裁判例速報に掲載する。

また、これ以外の場合であっても、各庁の判断で、社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる事件の裁判書を掲載することもできる。

(2) 例外

ア 民事・行政訴訟事件

以下の事件の裁判書については、(1)に該当する場合であっても、例外的 に掲載しない。

- (ア) 憲法第82条第2項により公開停止とされた事件
- (イ) 民事訴訟法第92条第1項又は同法第133条の2第2項により裁判 書自体につき閲覧等の制限の申立てがされ(当該申立てを却下する裁判 が確定している場合を除く。)、又は実際に閲覧等の制限の裁判がされ た事件(部分的に閲覧等制限がされている場合はその部分)
- (ウ) 性犯罪及びDV事件等に関する損害賠償請求訴訟等であって、裁判書の記載内容が公にされることにより、加害行為や被害の状況等が明らかとなり、それにより当事者に著しい被害を与える蓋然性があるなど、裁判書を公開すること自体が当事者等に回復困難な被害を与える事件
- (エ) その他、上記(ア)から(ウ)までに準ずる事件

イ 刑事訴訟事件

以下の事件の判決書については、(1)に該当する場合であっても、例外的 に掲載しない。

- (ア) 憲法第82条第2項により公開停止とされた事件
- (イ) 性犯罪(起訴罪名は性犯罪ではなくても、実質的に性犯罪と同視できる事件を含む。)、犯行態様が凄惨な殺人事件など、判決書を公開することにより被害者・遺族などの関係者に大きな精神的被害を与えるおそれがある事件
- (ウ) 犯行時少年の刑事事件(令和4年4月1日以降に公訴を提起された犯行時特定少年を除く。)
- (エ) 令和4年4月1日以降に公訴を提起された犯行時特定少年の刑事事件で、仮名処理をしたとしても判決書を公開することによって少年法第9条による調査の結果が明らかとなり、それにより、当該特定少年やその家族等のプライバシーを著しく害するおそれ又は当該特定少年の更生に大きな影響を与えるおそれがある事件
- (オ) 名誉毀損罪や秘密漏示罪など、判決書を公開することにより再び被害を生じさせるおそれがある事件
- (カ) その他、上記(ア)から(オ)までに準ずる事件

ウ 人事訴訟事件

人事訴訟事件の判決のうち、附帯処分又は親権者の指定についての申立て が含まれている場合には、(1)に該当する場合であっても、例外的に掲載し ない。

また、人事訴訟事件の判決のうち、附帯処分又は親権者の指定についての 申立てが含まれていないものであって、(1)に該当する場合であっても、以 下の事件の判決書については、例外的に掲載しない。

(ア) 憲法第82条第2項又は人事訴訟法第22条第1項により公開停止と された事件

- (イ) 民事訴訟法第92条第1項又は同法第133条の2第2項により判決 書自体に限らず閲覧等の制限の申立てがされ(当該申立てを却下する裁 判が確定している場合を除く。)、又は実際に閲覧等の制限の裁判がされ た事件
- (ウ) その他、上記(ア)又は(イ)に準ずる事件
- 2 刑事・人事訴訟手続上の決定

刑事訴訟手続上の決定及び人事訴訟手続上の決定については、掲載対象としない。

- 3 非公開手続である非訟事件の決定等
 - (1) 原則

非訟事件の決定等については、原則として掲載対象としない。

- (2) 例外(ただし、家事事件及び少年事件については、適用しない。) 以下の場合については、例外的に掲載対象とする。また、以下の場合に当 たらなくとも、各庁の判断で、社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をす ることがふさわしいと特に認められる事件を掲載することもできる。
 - ア 民事の非訟事件の決定等(保全処分、執行異議、倒産事件、労働審判事件、行政訴訟における仮の救済の事件等に係る決定等)

決定等の告知日の翌々日までに、日刊紙4紙のうち2紙(地域面を含む。)に決定等が掲載され、かつ、その決定等の社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる場合(1(2)ア(ア)から(エ)までに当たる場合を除く。)

イ 刑事の再審請求事件の決定

決定告知日の翌々日までに、日刊紙4紙のうち2紙(地域面を含む。)に 決定が掲載されたもの(1(2)イ(7)から(b)までに当たる場合を除く。)